

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.168 2019/5/28

### 1 改正後の食品衛生法第8条に基づく特別の注意を必要とする成分等を含む食品について

5月17日、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長に諮問された標記について、5月20日食品衛生分科会 新開発食品調査部会で審議が開始された。諮問された食品は次の4種類でいずれも植物である。

(1) プエラリア・ミリフィカ

強力なエストロゲン様作用を有する成分（ミロエストロール類）を含有するものの、生理活性の程度と含有量の量的相関関係の見極めが十分には出来ないこと

(2) ブラックコホシュ

肝障害を引き起こす作用本体成分は必ずしも明確ではないが、様々な生理活性を有する多種のアルカロイド類（マグノフロリン、レチクリン、ノルコクラウリン等）を含有すること

(3) コレウス・フォルスコリー

アデニル酸シクラーゼ活性化作用をもつ化合物フォルスコリンを含有するものの、生理活性の程度と含有量の量的相関関係の見極めは十分には出来ないこと

(4) ドオウレン

腫瘍のほか肝障害誘引作用を持つアルカロイド類（ケリドニン、サンギナリン）を含有するものの、生理活性の程度と含有量の量的相関関係の見極めは十分には出来ないこと

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203059\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203059_00013.html)

### 2 食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（案）に関する意見募集

5月21日、標記意見募集が公表された。意見の締め切りは6月19日で、問い合わせは厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課。その主な内容は次の通り。

(1) 改正後の食品衛生法第18条第3項の政令で定める材質（いわゆるポジティブリストの対象となるもの）は、合成樹脂とする。

(2) 改正後の法第50条の2第1項第2号（HACCPの義務化）の小規模な営業者その他の政令で定める営業者については、以下のとおりとする。

- ・ 食品又は添加物を製造し、又は加工する者のうち、主として食品又は添加物を製造し、又は加工する施設に併設し、又は隣接した店舗において、その施設で製造又は加工した食品又は添加物の小売販売をする者

- ・ 飲食店営業及び喫茶店営業その他の食品を調理する者として厚生労働省令で定める者
- ・ 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のみを貯蔵し、運搬し又は販売する者
- ・ 食品又は添加物を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する者その他の法第50条の2第1項第1号に規定する一般的な衛生管理により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能なものとして厚生労働省令で定める営業をする者
- ・ 上記に掲げる者のほか、一の事業所において食品又は添加物の取扱いに従事する者の数が50人未満である者

<http://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190057&Mode=0](http://gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190057&Mode=0)

### 3 世界保健機関(WHO)は、油脂業界、食品及び外食産業界は2023年までに工業的に生成されたトランス脂肪酸を排除するための世界的な取り組みに参加する必要がある旨の声明を公表

5月17日、食品安全委員会が公表した食品安全関係情報詳細に標記声明が掲載されている。その主な内容は次の通り。

世界中の食料供給から工業的に生成されたトランス脂肪酸を排除することはWHOの優先事項であり、2023年までのWHOの指針となる第13次総合事業計画（GPW）の目標である。

この目標を達成するために、我々は政府機関の取り組み(commitment)だけでなく、産業界に対しても、工業的に生成されたトランス脂肪酸をより健康的な油脂類に置き換えることに取り組みし、行動するよう呼びかける。

WHOは、外食産業を含む、油脂業界、食品業界に以下のことに取り組みするよう求める。

工業的に生成されたトランス脂肪酸を排除するために食品の組成を改良する：世界中の製品ラインにおける全ての製品に対して、飽和脂肪酸へ置き換えることなく、全製品カテゴリーに対するWHOの勧告（全ての食品において総油脂量100g当たり2g未満）に沿うように、2023年までに、トランス脂肪酸（trans fat）排除の目標を設定し、取り組み、そして達成する。

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05130720294>

### 4 日本マクドナルド株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

5月24日、消費者庁表示対策課は、日本マクドナルド株式会社に対し、同社が供給する「東京ローストビーフバーガー」と称する料理及び当該料理を含むセット料理並びに「東京ローストビーフマフィン」と称する料理を含むセット料理の各料理に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を行ったことを公表した。

- ・ 課徴金対象行為をした期間  
平成29年8月2日から同年9月5日までの間
- ・ 命令の概要（課徴金の額）  
日本マクドナルドは、令和元年12月25日までに、2171万円を支払わなければならない。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/release/2019/pdf/fair\\_labeling\\_190524\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2019/pdf/fair_labeling_190524_0001.pdf)